

第3章 計画の推進

1 各主体の役割

(1) 都民

- 歯と口の健康づくりは、全身の健康づくりへつながります。都民一人ひとりが必要な知識を持ち、自覚し、自らの意思で正しい生活習慣を身につけることが大切です。そして、生涯にわたって、日常の中で自ら口腔ケアに取り組む（セルフケア）とともに、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診や予防処置を受ける（プロフェッショナルケア）ことや、区市町村、学校、職場等において、歯科健診や健康教育等を受ける（コミュニティケア）ことにより、「いつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること」を目指します。

(2) 東京都

- 東京都は、都民の歯と口の健康づくりを推進するため、保健、医療、介護、福祉、教育その他の関連部署と連携を図りつつ、歯科保健医療対策を実施します。施策の実施に当たっては、区市町村や関係団体等と協力し、必要に応じて区市町村等の取組を支援していきます。
- 本計画の評価に必要な調査を実施して実態を把握するとともに、事業評価と必要に応じた見直しを行います。また、調査により取得したデータは、オープンデータ※として公開することで、その利活用促進を図ります。

(3) 区市町村

- 住民に最も身近な歯科保健サービスの提供主体として、区市町村では、母子保健法、学校保健安全法、健康増進法に基づく1歳6か月児歯科健康診査や3歳児歯科健康診査、学校における健康診断、歯周疾患検診、歯科口腔保健法に示される歯と口の健康づくりに関する取組等を地域の実情に合わせて継続的かつきめ細かに進めています。
- また、歯科保健の分野と障害福祉や高齢福祉の分野、教育委員会等との連携を図り、有機的に取組を進めています。

(4) 教育・保育関係者

- 幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校※・高等学校・中等教育学校・特別支援学校や保育所等は、『「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり』に取り組み、歯科保健の生活習慣の定着やかかりつけ歯科医での予防処置等の大切さについて、園児、児童、生徒及び保護者に啓発していきます。

- 大学等においても、学生の日常の口腔ケアとかかりつけ歯科医での定期的・継続的な口腔衛生管理を啓発していきます。
- また、学校歯科医をはじめ、家庭、地域の関係機関が連携し、歯科保健活動の充実に努めます。

(5) 歯科医療関係者

- 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士をはじめ歯科医療関係者は、都民の歯科疾患の予防や治療に取り組むとともに、地域での歯科保健の取組に協力していきます。また、自己研さんため生涯研修に取り組んでいきます。
- 地域包括ケアシステムにおける多職種連携に参画し、チームの一員として取り組んでいきます。

(6) 関係団体

- 東京都歯科医師会、東京都歯科衛生士会、東京都歯科技工士会をはじめ、東京都医師会、東京都薬剤師会、学校保健関係団体等、歯科保健医療に関わる団体は、歯科保健医療関係者として本計画の趣旨にのっとり、団体の活動を通じて都民の歯と口の健康づくりに寄与する取組を進めます。

(7) 保険者・事業者

- 保険者や事業者は、加入者や従業員に対し、歯と口の健康づくりの大切さや定期的な歯科健診の重要性等について普及啓発を進めるとともに、加入者や従業員の健康の保持・増進に努めます。

2 計画の推進体制

- 東京都、区市町村、関係団体等は、互いに連携を図り、それぞれの役割を果たしながら、都民の歯と口の健康づくりを推進していきます。
- 本計画を総合的に推進していくため、学識経験者、関係団体、関係機関の代表者などから構成する「東京都歯科保健対策推進協議会」（以下「協議会」という）において、各施策の進捗状況や数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを検討します。